

あわら市食品加工施設等整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北陸新幹線芦原温泉駅開業を受け、地域の食材等を活用した新商品の開発及び製造を行い、あわら市の特産品としてブランド化を進める事業者を支援することにより、地域経済の活性化に資することを目的として交付するあわら市食品加工施設等整備支援事業補助金(以下「補助金」という。)について、あわら市補助金等交付規則(平成16年あわら市規則第37号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域の食材等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市内で産出される農林水産物
 - イ 市内で産出される農林水産物を原料とした加工品
- (2) 新商品 商品そのものが新規性を有しているものをいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (4) 大企業 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当しないものであって、事業を営む者をいう。
- (5) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (6) フランチャイズ契約 一定の地域内で商標等の営業の象徴となる標識を用いて事業を行う権利を付する契約とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、地域の食材等を活用した新商品の開発及び製造を行い、あわら市の特産品としてブランド化を進める事業として別表第1に掲げるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当する事業に限る。

- (1) 開発する新商品の主な原材料が、地域の食材等であること。
- (2) 開発する新商品が市内で販売され、既存又は競合する商品と比較し、本市の特色を活かして差別化が図られている等本市をPRする新商品であること。

(3) 開発する新商品を複数年にわたり継続的に製造及び販売する計画がある等将来性のある事業であること。

(4) 新たな付加価値を生み出し地域経済への波及効果を及ぼす等公益の増進に寄与する事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 商品として既に販売を開始している事業

(2) 本市のイメージを損なう恐れのある事業

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条に規定する風俗営業その他公的な資金の使途として社会通念上不適切であると市長が認める事業

(4) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

(5) 国又は地方公共団体からこの要綱に基づく補助金の対象事業と同一の事業に対して同種類別の補助を受けた事業

(6) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反する事業その他市長が不相当と認めるもの

（補助対象者）

第4条 補助の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 市内に事業所を有する又は事業の完了する日までに市内に事業所を有することとなる中小企業者（みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者を除く。）

(2) 複数の前号に規定する者により構成されるグループ

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

(1) 訴訟等法令順守上の問題を抱えている者

(2) 暴力団等の反社会的勢力若しくは反社会的勢力と関係を有する者又は反社会的勢力から出資等資金提供を受けている者（法人の場合にあっては、役員を含む。）

(3) 市税等に滞納がある者

（補助対象経費等）

第5条 補助対象となる経費、補助率、補助限度額、補助回数及び補助要件は、別表第2に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第3条第1項の申請書は、あわら市食品加工施設等整備支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）による。

(補助金の交付決定)

第7条 規則第4条の交付の決定は、予算の範囲内で行うものとする。

2 規則第6条第1項の通知は、あわら市食品加工施設等整備支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)による。

(事前着手)

第7条の2 補助金の交付決定前に事業を開始した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を開始しようとする場合において、あわら市食品加工施設等整備支援事業補助金交付決定前着手承認申請書(様式第2号の2)を市長に提出し、その承認を受けたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認める場合は、あわら市食品加工施設等整備支援事業補助金交付決定前着手承認通知書(様式第2号の3)により補助対象者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付申請書若しくは添付書類の内容に変更が生じたとき、又は補助金の交付決定を受けた事業を中止しようとするときは、速やかにあわら市食品加工施設等整備支援事業補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、相当と認めるときは、あわら市食品加工施設等整備支援事業補助金変更・中止承認書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る事業が完了したときは、その日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、あわら市食品加工施設等整備支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 規則第10条の規定による通知は、あわら市食品加工施設等整備支援事業補助金確定通知書(様式第6号)による。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、あわら市食品加工施設等整備支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(販売状況の報告)

第12条 補助事業者は、事業の完了した日の属する月の翌月から3年間、販売状況について市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者は、あわら市食品加工施設等整備支援事業補助金経過報告書(様式第8号)を事業の完了した日の属する月の翌月から起算して12月経過したとき、24月経過したとき、及び36月経過したときに速やかに提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が規則第13条第1項各号に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

- (1) この要綱又は法令に違反したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (3) 補助金の交付を受けた日から3年以内に新商品の製造及び販売を中止したとき。
- (4) 交付対象となった当該施設等を操業開始日の翌日から起算して3年以内に閉鎖したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(財産の処分及び管理)

第14条 補助事業者は、事業の完了した日の属する年度の終了後3年を経過する日以前に、補助金により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認なく処分(交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄すること等をいう。以下同じ。)してはならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加額が20万円未満のものは、この限りではない。

- 2 市長は、前項の規定による財産の処分の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより当該補助事業者に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返納させることができる。
- 3 補助事業者は、事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(市事業等への参加)

第15条 補助事業者は、市が行う物販イベント事業等に積極的に参加するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和6年3月31日告示第40号)

この告示は、令和6年3月31日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

種類	名称	内容
必須事業	加工施設・機械等整備事業	地域の食材等を加工した新商品の開発及び製造に必要な施設及び機械・設備の整備
任意事業	加工品開発事業	地域の食材等を加工した新商品の開発
	販売施設・機械等整備事業	新商品の販売に必要な施設及び機械・設備の整備
	提供施設・機械等整備事業	新商品の提供に必要な施設及び機械・設備の整備

別表第2 (第5条関係)

1 補助対象経費	事業	内容
	加工施設・機械等整備事業	新規施設の建造等地域の食材等を加工した新商品の開発及び製造に必要な施設及び機械・設備の整備に要する費用であって市長が別に定めるもの(土地代を除く。)
	加工品開発事業	地域の食材等を加工した新商品の開発に要する費用であって市長が別に定めるもの
	販売施設・機械等整備事業	陳列棚の購入等新商品の販売に必要な施設及び機械・設備の整備に要する費用であって市長が別に定めるもの(土地代を除く。)
	提供施設・機械等整備事業	調理設備の購入等新商品の提供に必要な施設及び機械・設備の整備に要する費用であって市長が別に定めるもの(土地代を除く。)
2 補助率	補助対象経費の3分の1以内	
3 補助限度額	500万円(補助対象経費の額が3,000万円を超える場合にあつては、1,000万円)	
4 補助回数	一の補助対象者につき1回(複数の中小企業者により構成されているグループの構成員として補助を受けた場合を含む。)	
5 補助要件	(1) 本事業で整備する施設及び機械・設備は、補助対象者(複数の中小企業者により構成されているグループにあつては、	

	<p>そのうちの一の中小企業者)が自ら加工等を行うためのものとし、市内に整備するものであること。</p> <p>(2) 補助対象経費の総額が300万円以上であること。</p> <p>(3) 補助対象経費のうち2分の1以上が加工施設・機械等整備事業に要する経費であること。</p> <p>(4) 既存の機械・設備の更新でないこと。</p>
--	--

備考

- 1 算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。
- 2 原則、交付決定日以降で補助事業期間内の契約及び発注により発生した経費を対象とする。ただし、交付決定前着手の承認を受けた経費に限り、交付決定前の着手であっても対象経費とすることができる。
- 3 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。